

2. 被害児童の保護者への連絡・説明

性暴力の疑いについて、保護者が最初に把握し、その訴えにより、事業者が被害の疑いを把握することがある。一方、事業者が、保護者以外の経路から性暴力の疑いを把握した場合、特段の事情（例▶ 保護者に性暴力の疑いがあるといった事情）がなければ、被害児童の保護者に速やかにその情報を連絡することが望ましいと考えられる。たとえ事実確認を十分に行うことができず、対応方針が決まっていなかった時点であっても、その時点で把握している事項について、丁寧に説明をすることが重要と考えられる（説明が遅れると、事業者が隠ぺいしていた、放置していたと疑われるリスクが生じ得る）。

その際に、保護者がショックを受けたり、怒りを表出させたりすることも考えられるが、事業者には、保護者の話に傾聴し、ショックや怒りを受け止め、誠実に対応することが求められる。

その後の被害児童の安全確保・支援、事実確認や、対応方針決定において、事業者が保護者と連携することは非常に重要となる。このため、第一報の時点から、事業者が児童を守ることを最優先に行動する姿勢を強く表明することが重要である。事業者は、併せて、第一報において、保護者に対し、下表の事項等について、説明やお願いを行うことが重要と考えられる。事業者の真摯な姿勢が保護者に伝われば、保護者が児童に接する際の配慮事項等は伝わりやすくなると考えられる（参考資料編 ■ に「保護者への連絡文面に係る参考例」を掲載）。

さらに、被害児童の保護者への連絡について、性暴力発覚時のみならず、対応の進捗に応じて随時連絡し、現時点で判明している情報について共有することは、被害児童の保護者との信頼関係を築く上で有効と考えられる。

❖ 保護者への第一報の際に、事業者が説明・お願いすべき事項の例

項目	説明・お願い事項の例
事業者の対応姿勢・方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 疑いの段階ではあるものの、本件を重く受け止め、児童を守るためにきちんと対応することを伝える。 ● 児童の利益を最優先に協力し合うことが重要であることについて、保護者と相互に理解する。 ● 保護者の意向を尊重しつつ、事業者として対処すべきことは対処することを伝える。加害が事実と認められるならば厳正に対処することを伝える。 ● 第一報で被害を軽視していると疑われる言動をした場合、その後の対応は困難になり得ることに留意する。
被害の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者が知る範囲で性暴力が疑われる被害内容を説明する。 ● その情報がいつ、どのような形で事業所にもたらされたか等について説明する。 ● 施設・事業所内で、性暴力被害について知っている従事者の氏名を伝える。
警察等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● （犯罪の疑いがある場合）事実究明のためには、速やかに警察と連携することが適切な対応であると考えていることを伝える。 ● （通報するか悩んでいる場合）保護者が警察と連携するか悩んでいる場合は、次のような対応が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ なぜ望まないのかを丁寧に聴き取り、不安に寄り添いつつも（安心させるためであっても、できないことをできないとは言わない）、犯罪の疑いがある場合は、再被害や他の児童への被害拡大等を防止するため、警察への通報や相談が適切な対応であることを、丁寧に説明する。 ➢ 被害の拡大防止や被害児童の心身の回復につなげる窓口として、性犯罪被害者支

項目	説明・お願い事項の例
	<p>援機関等への相談が有効であることを伝える（p87 参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被害児童に治療が必要な外傷がある場合、妊娠又は性感染症の可能性がある場合や薬物を使用されたおそれがある場合等には、速やかに医療機関へ受診させる必要性が高いことを伝える（p74「被害児童とその保護者への支援」を参照）。
児童への接し方	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童を責めず、「あなたは何も悪くない」と伝えてほしいことを伝える（以下に掲げるリーフレットの再配布や、p53の「児童から打ち明けられた際に配慮が必要な言葉の例」を情報提供することも考えられる）。 ● 児童の記憶は汚染*されやすいため、非専門家が聴き取りを行ってしまうことで、司法手続で児童の証言の信用性が認められなくなるリスクがある（p54「【コラム】被害児童の二次被害防止及び適切な司法手続の実現に向けて、事業者・従事者等が行うべきこと」を参照）。 <p>また、親の不安や怒りが児童にさらなる負担をかけることがある。そのため、児童から話してこない限り、出来事には触れないようにすることが重要であることを伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童が放置されていると誤解しないよう、「今詳しい話を聞かないことは、あなたを守ることにつながる」「後できちんと話を聞く機会がある」ことを児童に伝えることも考えられることを伝える（再掲）。 ● 児童から出来事について話しかけてきたときは、「話してくれてどうもありがとう。大丈夫だよ。」と受け止めるのに留め、それ以上の質問やコメントはしないこと、児童が話した言葉は、そのままの言葉でメモし、その会話が合った日時、場所とともに正確に記録することを伝える。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>❖ パンフレット例（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 内閣府・こども家庭庁「こどもたちのためにできること～性被害を受けたこどもの理解と支援～」 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/pamphlet_2023_02.pdf ➢ 子どもの性の健康研究会リーフレット「子どもをささえるためにできること～性暴力被害にあった子どもの回復のために～」 http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/sasaeru.pdf </div>
連絡窓口	<ul style="list-style-type: none"> ● 連絡窓口となる人及び連絡先を明らかにして伝える。 ● 事業者における保護者連絡窓口は一系統にまとめることが望ましい（現場と本社等、複数の従事者が異なる対応や回答をすることを避けるため）。

*「記憶の汚染」の意味は、p5「用語の定義」に記載。

3. 被害児童等の安全確保

性暴力の疑いが生じた場合、事実の確認がとれるまでの間も含めて、被害児童と、加害が疑われる者とを分離することや、加害が疑われる者が児童と1対1にならないようにすることは、児童の安全確保のために最重要となる措置である。

犯罪が疑われる場合（犯罪に該当し得るか不明瞭な場合を含む。以下同様。）かつ性暴力を行った客観的証拠が見つからない段階では、警察による事情聴取が行われる前に、加害が疑われる者が、その疑いをかけられていることを察知すると、証拠隠滅（例▶ スマートフォン等のデータ削除や破壊）を行ったり、行方をくらましたりして、事実

の究明が難しくなる可能性がある。

このため、警察による事情聴取の前には、「性暴力の疑いが生じている」ことを理由にして、児童と加害が疑われる者との分離を行うことが難しいことが想定される。このため、被害の疑いの発覚後から、警察による事情聴取までの間における、被害児童等の安全確保として、事業者がどのような措置をとるかは、警察に相談することが望ましい。

なお、性暴力には至らない、不適切な行為の疑いの場合も、事案に応じた適切な対応を検討する。

分離する方針として、被害児童をこれまでであった環境から遠ざけるのではなく、加害が疑われる従事者を当該環境から遠ざけることが望ましい（例▶ 事実の調査の間も、児童と接触しない事務作業に従事させ、児童との接触を禁止する／自宅勤務とする）。加害が疑われる者側を分離する理由としては、被害を訴えた児童以外にも被害者が存在する可能性があり、被害児童やその他児童への再加害や証拠隠滅が懸念されることも挙げられる。

具体的な安全確保・保護の方法は、施設・事業所に居ること／来ることによる不安・心配はないかなど、被害児童の心身の状況や、被害児童及びその保護者等の意思を確認した上で決定し（例▶ 加害が疑われる者との分離方法、施設・事業所へ通う道中の見守り、性暴力が行われた疑いのある場所とは別室での教育・保育等、周囲の児童等への説明など）、被害児童が落ち着いて教育・保育等を受けられる環境の確保を行う。

一方で、この段階ではまだ加害の事実があると評価されたものではないため、あくまでも公正・中立な態度で対応を行う。

❖ 被害児童と加害が疑われる者との分離について

～学校の場合～

- 学校は、学校の設置者への報告をするまでの間、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等と当該教育職員等との接触を避ける等、当該児童生徒等の保護に必要な措置を講ずるものとする。
- 例えば、各学校において、当該教育職員等を担任から外したり、別の教育職員等が授業を実施したりようにすることや、児童生徒等と接触しない事務作業に従事させることなどにより、児童生徒等への影響が生じないようにすることが考えられる。（出典：文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より抜粋）
- なお、事実確認により児童生徒性暴力等を行ったことが明らかとなった教育職員等に対する懲戒処分等の決定がなされるまでの間の扱いについても、同様の接触回避等の措置を行うことが当然に求められる。
- さらに、児童生徒性暴力等を行った教職員が起訴された場合には、公立学校においては、分限処分としての起訴休職とすることも考えられる。（出典：文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より抜粋）

～保育所等の場合～

- 雇用主又は施設長等は、保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童を当該保育士から保護するため、当該保育士について保育所等以外の場所での研修や自宅勤務等を検討する。
（出典：東京都福祉局「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」）